

# 第 6 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 11 月 24 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	9 時 31 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出○席 欠席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
	8	間 々 田 英 治	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪	中村彰男	出○席 欠席
	②			⑫	堀口晴義	出○席 欠席
	③	石島 稔	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	宇田川はる江	出○席 欠席
	⑤			⑮		
	⑥	小林 勝	出○席 欠席	⑯	寺田正彦	出○席 欠席
	⑦	江袋年史	出○席 欠席	⑰		
	⑧			⑱	荻原増夫	出○席 欠席
	⑨			⑲		
	⑩			⑳		
関係者				書記	局長	小林 誠
					次長	広田 敦史
					主査	赤城 太郎

1 開会	事務局長	開会宣告（9：00） ※傍聴人が1名いる旨報告。
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、田口委員、宮崎委員のご両名にお願いいたします。
5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について	事務局次長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、9件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、小針〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、小針〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さんが所有する小針字川子塚〇〇〇〇番、地目：畑、495㎡の農地を現在借りておりますが、経営の安定を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。埼玉県行田浄水場の北に位置する集落に接する農地でございます。</p> <p>次の進行番号2から4は、南河原〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが経営の拡大を図るため、それぞれ所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>進行番号2は、馬見塚〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する中江袋字老町四反田〇〇〇番、地目：田、886㎡を、進行番号3は中江袋〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する中江袋字老町四反田〇〇〇番、地目：田、1,157㎡を、進行番号4は南河原〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する中江袋字老町四反田〇〇〇番、地目：田、968㎡について、3筆とも売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。妻沼南河原環境浄化センターの北に位置する中江袋地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号5でございますが、斎条〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さんが、斎条〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する斎条字両半〇〇〇番〇、地目：田、19㎡について、経営の効率化を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>こちらにつきましては、県が実施している県道熊谷羽生線の付け替え工事による道路買収の残地であり、</p>

	議長	<p>申請地の周りを譲受人が所有していることから今回所有権移転をするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。手書きの部分が県道熊谷羽生線の付け替え予定地になりますが、そちらに接する斎条内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号6でございますが、持田〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する前谷字下屋敷〇〇〇番〇、地目：田、909㎡ 外2筆、計2, 360㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。ものづくり大学の西に位置する前谷地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号7でございますが、南河原〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する南河原字西田〇〇〇〇番、地目：田、2, 100㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページと6ページをご覧ください。5ページが河原神社の主に西側、6ページが河原神社の主に東側に位置する南河原地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号8でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する若小玉字勝呂〇〇〇〇番〇、地目：田、172㎡について、自家消費分の野菜を作付けするため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。市営勝呂住宅の北に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に、進行番号9でございますが、埼玉〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、東京都板橋区高島平〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字曾根通〇〇〇番、地目：田、499㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。さきたま古墳公園将軍山古墳の北東に位置する埼玉地内のご覧の農地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
--	----	--

<p>『議案第 2 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長  議長  事務局次長</p>	<p>(なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。 次に、『議案第 2 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の 2 ページをお願いします。議案第 2 号は、3 件となっております。 進行番号 1 ですが、川口市在家町〇〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 外 1 名が、伯父である持田〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇番〇、地目：田、4 0 m<sup>2</sup> 外 1 筆、計 4 2 3 m<sup>2</sup> について、使用貸借により住宅 1 棟、1 2 1. 8 2 m<sup>2</sup>を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、川口市内の借家で家族と共に生活しておりますが、生活と共に荷物も増え何かと手狭になってきたことから、住宅の建築を計画したところ、実家に近い本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 9 ページをご覧ください。西中学校の南に位置する持田地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 2 ですが、緑町〇番〇〇号-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 外 1 名が、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが所有する小見字屋敷通〇〇〇番〇、地目：田、1 2 8 m<sup>2</sup>について、売買により住宅 1 棟、5 5. 0 7 m<sup>2</sup>を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、戸建て住宅を持ちたいと以前から考えていたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 1 0 ページをご覧ください。荒木取水ポンプ所の南に位置する小見地内の集落内農地でございます。 なお、白抜きになっている部分は農地以外であり、合計すると 3 0 5 m<sup>2</sup>になる予定でございます。</p>
---	--------------------------------------	---

		<p>次に進行番号3でございますが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、須加〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する下池守字八反田〇〇〇番〇、地目：畑、2, 8 5 8 m<sup>2</sup>について、使用貸借により公共工事に伴う仮設の資材・機材置場にしたいとして一時転用の申請があったものでございます。</p> <p>申請人は須加地内で建設業等を営んでおりますが、行田県土整備事務所発注工事の「下忍調節地掘削工事」を受注し、その資材・機材置場等が必要となったことから、申請地を一時借り受けて利用しようとするものでございます。利用期間は6ヶ月間となっており、工事期間中の一時的な使用であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては位置図の11ページをご覧ください。総合公園の北西に位置するご覧の農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る11月20日、現地調査をしていただいておりますので、寺田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る11月20日、私と新井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び寺田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号3ですが、下忍調節地掘削工事の資材・機材置場等との説明がありましたが、調節地の場所はどの辺になりますか。</p> <p>シモオシゴルフセンターの少し南から北は石田堤歴史の広場付近になります。</p> <p>その場所からすると、今回の申請地は遠くないですか。</p> <p>事務局でも施工業者に確認しましたが、問題ないとの回答でございました。この施工業者は、以前も公共事業を受注した際、工事箇所はわかりませんがこの場所を資材置場としております。恐らくは親族ということで借り易いものと思われます。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	寺田委員	
	議長	
	宮崎委員	
	事務局次長	
	宮崎委員	
	事務局次長	
	議長	
	議長	

<p>『議案第3号』 租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願について</p>	<p>議長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。 次に、『議案第3号』租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願について、を議題といたします。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いいたします。 進行番号1でございますが、相続人である下須戸〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、被相続人である〇〇 〇〇さんから相続した下須戸字中沼〇〇〇番〇、地目：田、350㎡ 外24筆、計2万4,127㎡について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、「相続税の納税猶予制度の適用を受けるための証明願」が提出されたものでございます。 相続人が農地を相続して農業を営む場合は、農業経営を継続する限り相続税が免除されるという特例によるもので、相続人が相続税の申告期限までに相続により取得した農地について農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることが証明の要件となっております。 事務局において、申請地の耕作状況を調査するとともに、農地基本台帳を参考に農業経営の調査を行った結果、証明相当であると判断し、ご提案するものでございます。 場所につきましては、位置図の12ページから17ページになります。16ページまでが下須戸地内の農地で、その内、12、13ページが県道上新郷埼玉線より西に位置する農地、14ページが県道上新郷埼玉線より東に位置する農地、15ページが県道上新郷埼玉線と国道125号が交差する付近の農地、16ページが県道上新郷埼玉線より東側で羽生市境近くの農地になります。最後の17ページが小針地内の農地で、小針クリーンセンターの北に位置する農地でございます。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>中村委員 事務局次長</p>	<p>教えてもらいたいのですが、納税猶予はみんなしなくてはならないのですか。 税金を支払えばしなくても問題ありませんが、今回のように面積が大きいと税額もかなりの額になるかと思しますので利用したものだと思います。</p>
	<p>中村委員</p>	<p>納税猶予は免除なのですか、それとも猶予なのですか。</p>

報告事項	事務局次長	猶予になります。耕作されなくなった場合は税金を支払う必要があります。
	議長	他にございますか。 (なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主査	議案書3ページをご覧ください。 (1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手續きとなっております。 (1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、3件の届出があり、転用目的は、職員住宅、貸家、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 (2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、4件の届出があり、転用目的は、宅地分譲、長屋住宅、駐車場、車庫敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 本件は、13件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。 合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。
議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願います。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。	
6 その他	事務局長	次に「その他」でございますが、ここでご報告がございます。 11月15日、公益社団法人大日本農会主催の農事功績表彰式が秋篠宮皇嗣殿下ご臨席のもと挙行され、

主査

新井健一農業委員と順子様が、「緑白授有功章」を受章されました。今回の農産部門では全国で6人が選ばれ、埼玉県からは新井委員が唯一の受章でございます。おめでとうございます。

また、長谷川浩農地利用最適化推進委員におかれましては、11月14日、県民の日記念式典において、シラコバト章を団体受賞いたしました。

また、元農業委員会会長の大関守宏様におかれましては、長年にわたり農業委員及び会長として本市の農業の振興に尽力されたことに対し、11月14日、埼玉県知事表彰を受賞されました。

また、第24期農業委員の太田宏様におかれましては、行政委員会委員として永年勤務されたことに対し、11月3日、市制施行74周年・文化の日記念式典において表彰を受けましたことをご報告させていただきます。受賞された委員におかれましては、誠にありがとうございました。

それでは、農地中間管理事業と地域計画の策定等について、事務局より説明がございます。

はじめに、「農業経営の意向に関する調査について(お願い)」と書かれた資料をご覧ください。

今年度、令和5年度から、来年度、令和6年度にかけて、市町村において、目指すべき詳細の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を策定することとなっております。地域計画は、過去に策定済みの「人・農地プラン」と同じような、地域のための農業計画であり、農地の現状や、農業者の将来の意向を示し、色分けした「目標地図」の作成を行います。

行田市におきましては、昨年度、令和4年度末に、埼玉県から先行地区として長野地区と下須戸地区が選定され、計画策定を進めさせていただいており、今月、11月中に農政課からこちらの調査票が、地主や耕作者の皆様へ郵送される予定です。

お手元にお配りさせていただきました資料は、「農業経営の意向に関する調査票」として、農地を所有する地主の方々、農業に従事する耕作者の方々に対してのアンケート用紙と、「個人情報の取扱いに関する同意について」の説明書き、地域計画20地区の地区割図と一覧、カラー両面刷りの「農業者や地域のみなさんへ」という地域計画の策定に関する説明書き、返信用封筒の見本となっております。

長野地区、下須戸地区以外でも来年度、同様に「農業経営の意向に関する調査票」を郵送させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

こちらの調査票の内容としましては、現在の農業経営の状況、おおむね10年後の農業経営に関する意向、規模を拡大したい方、規模を縮小したい方、後継者の有無、農業をやめたい意向などを確認するものとなっております。

そして、地主及び耕作者の皆様から返送された調査票の内容を踏まえ、規模を縮小されたい方や農業をやめたい方から、農地を、規模を拡大したい方、地域の担い手につなげていくことで、10年後を予想する目

7 閉会	事務局長	<p>標地図へ、色分けで反映したいと考えております。</p> <p>多くの地域では担い手や後継者がいないことが想定されますので、そのような事情も踏まえた上で、地区ごとに担当される農業委員、推進委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。</p> <p>つきましては、現在、農業委員、推進委員の皆様は、日常的に行っていただいている、地域の農業者の方々とのコミュニケーションを、さらに密に行っていただきたく、お願いいたします。</p> <p>地域計画の策定につきましては、お手元にお配りしました「農業委員・推進委員活動マニュアル」の48ページから記載されており、段取りとして、50ページにございます、ステップ1のアンケート調査や戸別訪問による意向把握、から進めていくこととなっております。</p> <p>農家の意向把握につきましては、毎月提出をお願いしております「最適化活動の活動記録簿」にも記録していただき、最適化活動の実績としても計上していただいて、最適化交付金に上乘せさせていただければと存じます。</p> <p>特に、農地として守るべき農業振興地域農用地、俗にいう青青の農地は、地域計画においても、農地中間管理事業においても優先的に進めていくべき農地ですので、委員の皆様におかれましても、率先して意向確認をしていただければと思います。</p> <p>次に、農地中間管理事業についてですが、先日、埼玉県の農林部長をはじめ、農業政策課の課長などが行田市に訪れまして、市長に対し、中間管理事業の推進と地域計画の策定について、お願いに参りました。</p> <p>こちらは県から提供された資料ですが、行田市の農地中間管理事業の成績が大変優秀であるとのことであり、長野地区の「あらい農産」が農地集積をしていただいている件や、須加地区の川島委員が耕作放棄地解消に動いていただいている件についてもお話されておりました。</p> <p>埼玉県では県北が一番の穀倉地帯として守っていきたいとのことでしたので、委員の皆様におかれましても、是非とも中間管理への移行を進めていただきますよう、よろしくごお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第6回農業委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。</p> <p>(9:31)</p>
------	------	--